

【参考】旧法（特例）確認済の木造2階建住宅等（新二号）で4/1以降に着工した計画変更がない場合の取扱い 20250604

- ・新基準適合は「軽微な変更説明書」に必要な図書を添付して頂くことにより中間検査または完了検査において法適合確認することも可能です。
- ・評価／長期等を SBC 交付している場合（☆）は構造、省エネ基準適合確認が可能なので添付不要。他機関評価の場合は添付と結果数値等の検証が必要です。
- ・省エネ適判を SBC 交付している場合（★）は適合通知書の添付不要。他機関判定の場合は、完了検査申請時に適合通知書一式の提出が必要です。
- ・採光、換気、防火、内装制限など旧法特例条文の審査も必要です。中間／完了検査の申請時に「軽微な変更説明書」に必要な図書を添えてご提出下さい。

適合確認	設計手法	中間検査時の取扱い	※留意事項	完了検査時の必要事項
構造基準	壁量 (旧基準 or 新基準)	「軽微な変更説明書」 (☆・★)	中間検査は「軽微な変更説明書」に添えて提出された構造図書により現場検査を実施します。構造図書の書面検査（壁量又は構造計算の審査）は時間を要するため、お客様には遅くも <u>検査予約の1週間前</u> までに「軽微な変更説明書」提出（☆）をお願いします。	中間検査対象外の場合は「軽微な変更説明書」に壁量検討、構造計算図書又は評価書（☆）等の提出が必要となります。 (遅くも <u>検査予約の1週間前</u> までに)
	構造計算			
省エネ基準	仕様基準	* 中間検査申請前に省エネ適判または評価書等の交付を受けた場合は、完了検査を待たず中間検査	●省エネ基準を仕様基準で満たす場合は、4/1 改正後の確認申請に添付する図書と同じものをご用意下さい。	「軽微な変更説明書」に審査用図書を添えて提出して下さい。(遅くも <u>検査予約の1週間前</u> までに)
	性能基準	申請時に「軽微な変更」として提出願います。	●完了検査申請する前に <u>省エネ適判</u> の手続きを終了させて下さい。	省エネ適合通知書の提出（★）
	設計評価等利用		●完了検査申請する前に <u>設計評価</u> の手続きを終了させて下さい。	設計評価書等の提出（☆）
旧特例条文	採光・換気・排煙 防火・内装制限等	* なるべく中間検査時に関係図書をご提出下さい	* 旧法確認時に特例であった規定についても法適合確認が出来ない場合は検査済証の交付は出来ません。ご注意ください。	遅くも <u>検査予約の1週間前</u> までに「軽微な変更説明書」提出をお願いします。

- ・「軽微な変更」料金算定例（木造2階一戸建て住宅）・・・【注】完了検査時は省エネ加算（適判 or 評価書、300㎡未満は15,000円）も適用（仕様基準除く）

○中間検査 ①計画の変更なし⇒「軽微な変更説明書」に構造図書(壁量／構造計算／他機関評価書)＋特例を外れる法令の審査 ⇒15,000円(12,000+3000)

②SBC 評価書あり⇒「軽微な変更説明書」に評価書で適合確認できる構造／省エネ以外の特例を外れる部分の審査 ⇒3,000円

◎完了検査 ①構造（中間なし）＋省エネ（仕様基準）⇒「軽微な変更説明書」に構造図書＋省エネ図書+特例なしの審査⇒27,000円(12,000+12,000+3,000)

②SBC 評価書あり⇒「軽微な変更説明書」に評価書で適合確認できる構造／省エネ以外の特例を外れる部分の審査 ⇒3,000円

旧法（特例）確認済の木造2階建住宅等（新）二号建築物で4/1以降に着工した場合の対応フロー

◆旧法確認済みでも4月1日以降着工の場合、（新）二号建築物に特例は適用できません。特定工程ある場合は中間検査時に【構造基準（旧 or 新）】適合を、それ以外の場合は完了検査時に【構造基準（旧 or 新）】と【省エネ基準】適合確認が必要です。（*確認時に特例だった採光等の適合確認を含みます）

△中間検査がある場合の「構造基準」は中間検査（合格証交付）までに、「省エネ基準」は完了検査（検査済証交付）までに適合確認が必要です。

△設計評価/長期優良等または省エネ適判をSBCで交付した場合は図書添付省略等が可能です。（*他機関判定の場合は図書写し一式提出頂きます。）

◆軽微に該当しない変更をする場合は【計画変更確認】の交付（採光検討等に加え「省エネ基準適合」・「構造基準審査」の審査要）が必要となります。

